令和２年１月農業委員会総会議事録

令和2年1月24日午後2時00分、令和2年1月農業委員会総会をホテルニューキャッスル3階「麗峰の間」に招集する。

出席委員 25名

１番　岩谷　裕子　委員	２番　成田　忠光　委員	３番　三上　幸雄　委員
４番　佐藤　耕一　委員	５番　白濱　不二男　委員	６番　成田　繁則　委員
７番　小林　政貴　委員	８番　三上　悦治　委員	９番　平井　秀樹　委員
10番　進藤　司　委員	12番　棟方　健　委員	13番　木村　芳文　委員
14番　小田桐　明　委員	15番　奥元　勝義　委員	16番　髙橋　貴志　委員
17番　須藤　秀人　委員	18番　大湯　茂八郎　委員	19番　伊藤　公正　委員
20番　兜森　弘義　委員	21番　小嶋　勇成　委員	22番　藤田　善明　委員
23番　前田　優考　委員	24番　町田　高司　委員	25番　佐藤　剛郎　委員
26番　山内　知人　委員		

欠席委員　１名

11番　石岡　千鶴子　委員

出席事務局　　８名

事務局長	菅野　昌子	事務局次長	三上　勇造
事務局主幹兼農政係長	髙橋　貢	事務局農地係長	澤田　明人
岩木分室総括主査	浅利　敏江	相馬分室総括主査	藤田　徹
事務局主査	藤田　智恵子	事務局主事	佐藤　早織

議　事

議案第１号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第２号	農地転用許可に係る意見について
議案第３号	農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について
議案第４号	農用地利用集積計画の決定について
議案第５号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第６号	農用地利用配分計画案に係る意見について
議案第７号	農地・非農地の判断について
議案第８号	引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税及び不動産取得税）
議案第９号	令和２年農作業臨時雇用標準賃金について
報告第１号	農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
報告第２号	市街化域内区の農地転用届出の受理及び通知について
報告第３号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開始時刻 14 時 00 分］

事務局次長　会議を始める前に皆様にお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださるようお願いいたします。ながらくお待たせいたしました。ただいまから令和 2 年 1 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 11 番石岡千鶴子委員の 1 名であります。ただいまの出席者数は 25 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。10 番進藤司委員、12 番棟方健委員、13 番木村芳文委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の藤田智恵子主査を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。それでは、次第の 4、議事に入ります。

議　　長　議案第 1 号を議題といたします。議案第 1 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 1 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 2 件 5,459 ㎡、畑 10 件 70,240 ㎡、合計 12 件 75,699 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 19 件 98,363 ㎡、畑 19 件 132,463 ㎡、合計 38 件 230,826 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 1 月 14 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、棟方健副委員長、白濱不二男委員、小林政貴委員、三上悦治委員、それに私、木村であります。3 条許可申請について、新規就農 2 件の事情聴取を行いました。10 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 175 番及び 11 ページ、176 番について申し上げます。借受人は、以前より農業で生計を立てたいと考えており、今回、自分の農地を取得する見通しが立ったため、本申請に至ったと申し述べておりました。これまでも、知人の農業経営者の指導の下、トマト栽培に従事しており、農機具等も備わっていることから、技術力等、特に問題はないと判断しました。16 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 191 番について申し上げます。借受人は妻の実家の農地を借り受け、りんごを栽培するものであり、これまでも申請地で一連の農作業に従事していた事から、技術力等、特に問題な

調査委員長	いと判断しました。この他の申請も含め、申請書を審査し、検討した結果、全ての申請において、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。 以上、報告します。
議　　長	現地調査をした委員から補足説明ありませんか。 （な　し）
小田桐明委員	〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉 （小田桐明委員退席）
議　　長	「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 13 ページ、受付番号 183 番及び 14 ページ 184 番について御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	受付番号 183 番および 184 番は、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 1 号のうち、受付番号 183 番および 184 番については、許可することに決定いたします。小田桐委員の着席をお願いします。 （小田桐明委員着席）
議　　長	それでは、議案第 1 号のうち、受付番号 183 番および 184 番を除く申請について御審議願います。御質問等ございませんか。 （な　し）
議　　長	議案第 1 号のうち、受付番号 183 番および 184 番を除く申請については、委員長報告のとおり決定して御異議ございませんか。 （異議なし）
議　　長	異議ないものと認め、議案第 1 号のうち、受付番号 183 番および 184 番を除く申請については、許可することに決定いたします。 議案第 2 号「農地転用許可に係る意見について」及び議案第 3 号は「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」は、一部関連がありますので、一括で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。 （な　し）
議　　長	それでは、議案第 2 号及び第 3 号を一括審議いたします。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　まず、議案第2号から説明いたします。議案第2号は、「農地転用許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第4条第1項及び第2項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、田1件 385 ㎡ であります。次に、27ページ議案第3号であります。議案第3号は、「農地転用のための所有権の移転の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係の、田1件 787.20 ㎡、畑1件 244 ㎡、合計2件 1,031.20 ㎡であります。なお、関連がある申請は、25ページの議案第2号、受付番号12番と、29ページの議案第3号、受付番号29番でありますが、この申請も含めて、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　　はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請にかかる転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。まず、議案第3号、受付番号28番について、報告いたします。29ページをお開きください。調査会では、申請書を主体に調査しましたが、議案書に示してあるとおり、受付番号28番は、農地区分が「第1種農地」で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「周辺居住者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから転用可能となるものであります。次に、議案第3号、受付番号29番及び議案第2号、受付番号12番について申し上げます。本申請は、昨年10月、5条許可申請があり、11月総会において許可相当の意見を付して県知事に送付した案件ですが、進達後、現在の事務所や駐車場として利用している土地については、5条許可の対象となるが、利用計画が決定していない土地については、現所有者が既存施設のまま利用するための4条申請に変更するよう指導を受けたことから、前回の申請を取下げし、今回あらためて、5条申請と4条許可申請をするものであります。議案第3号、受付番号29番の農地区分は「第1種農地」で原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外規定となる「既存施設の2分の1以内の拡張」であることから、転用可能となるものであります。また、議案第2号、受付番号12番の農地区分は「第1種農地」で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外規定となる「周辺居住者の施設等で集落に接続して設置されるもの」であることから、転用可能となるものであります。いずれも、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。以上申し上げたことから、議案第2号及び第3号ともに許可要件をすべて満たしており、許可相当であると考えられました。以上報告します。

議　　長　　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第2号及び議案第3号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 2 号及び議案第 3 号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 2 号及び議案第 3 号は許可相当の意見を付すことに決定いたします。

次に、議案第 4 号を議題といたします。議案第 4 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 4 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 11 件 27,647.83 ㎡、畑 23 件 126,053 ㎡、合計 34 件 153,700.83 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 23 件 92,529 ㎡、畑 3 件 16,739 ㎡、合計 26 件 109,268 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　　基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であること、また、所有権関係については、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されていることから、すべてについて、要件を満たしておりました。42 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 295 番については、利用権の再設定による農地の貸借であります。43 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 299 番から、48 ページ受付番号 320 番については、農地中間管理事業の実施のため、あおもり農林業支援センターへの貸借の計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　　それでは、議案第 4 号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 4 号は、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 4 号は、委員会報告のとおり決定いたします。

次に、議案第 5 号を議題といたします。議案第 5 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第 5 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利

事務局次長　用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田12件31,954㎡、畑19件88,111.14㎡、合計31件120,065.14㎡であります。今回提出されました31件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第18条第3項第2号にかかげる要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買31件が整ったものであります。
以上であります。

議　　長　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

髙橋貴志委員　〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

（髙橋貴志委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に54ページ所有権関係、受付番号59番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　所有権関係、受付番号59番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第5号のうち、所有権関係、受付番号59番については、原案のとおり要請することに決定いたします。髙橋委員の着席をお願いします。

（髙橋貴志委員着席）

議　　長　それでは、議案第5号のうち、所有権関係、受付番号59番を除く要請案について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第5号のうち、所有権関係、受付番号59番を除く要請案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第5号のうち、所有権関係、受付番号59番を除く要請案については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第6号を議題といたします。議案第6号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第6号は「農用地利用配分計画案に係る意見について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農

事務局次長　用地利用配分計画案について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、田 21 件 85,807 ㎡、畑 1 件 7,861 ㎡、合計 22 件 93,668 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　今回提出されました 22 件につきましては、先の議案第 4 号で決定されました利用集積計画のうち 43 ページの使用収益権関係、受付番号 299 番以降の 22 件において、農地中間管理機構であるあおもり農林業支援センターが借り受ける農地について、農地中間管理規程に定める決定方法に従って、担い手に貸し付けられるものであり、議案書記載のとおり、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるもので、配分計画案は適当と認められました。以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案第 6 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 6 号については、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 6 号については、計画案に異議がないものと決定いたします。

次に、議案第 7 号を議題といたします。議案第 7 号は「農地・非農地の判断について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　議案第 7 号は「農地・非農地の判断について」であります。提案理由は、農地法の運用について第 4（1）及び（2）に基づき、「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました筆数と面積は、非農地とするものが、田 6 筆 817 ㎡、畑 3 筆 9,805 ㎡、合計 9 筆 10,622 ㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　調査委員長に調査結果の報告をお願いします。

調査委員長　本議案については、地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます。75 ページをお開きください。番号 1 番の土地については、第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当すると認められ、番号 2 番から 9 番までの土地は、第 4（4）イの「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当すると認められることから、非農地とすることが妥当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

議　　長　　それでは、議案第7号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第 7 号については、委員長報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 7 号は「非農地」と判断することに決定いたします。

次に、議案第 8 号を議題といたします。議案第 8 号は「引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税及び不動産取得税）」であります。 事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第8号は、「引き続き農業経営を行っている等の証明について（贈与税及び不動産取得税）」であります。提案理由は、租税特別措置法施行規則第 23 条の 7 第 42 項及び地方税法施行規則附則第4条第3項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている等の証明書の発行について、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数は12件であります。農業を営むものが農地の全部を農業後継者となる推定相続人の 1 人に一括贈与した時は、農業後継者に課税される贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予の特例を受けることができ、贈与者また受贈者のいずれかが亡くなった時は、その贈与税及び不動産取得税は免除されますが、受贈者は、納税猶予の期限が確定するまでの間、3年を経過する日までに、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を、弘前税務署長及び中南地域県民局長に提出することになっております。届出書には、農業委員会の発行する証明書の添付が必要であることから申請があったものであります。この12件につきましては、事務局職員による農地台帳の確認及び本人への聞き取り、特例対象農地の現地調査を実施した結果、引き続き農業経営を行っている者として認められたものであります。以上のことから、前回の証明日の翌日から令和2年1月 24 日までの期間について証明しようとするものであります。以上であります。

議　　長　　それでは、議案第8号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第8号については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第 8 号は、原案のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第 9 号を議題といたします。議案第 9 号は「令和 2 年農作業臨時雇用標準賃金について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　議案第9号は、「令和2年農作業臨時雇用標準賃金」についてであります。提案理由は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 3 項第 2 号の規定に基づき、農家の労働力の安定確保と営農計画の適正化に資するため、「令和2年農作業臨時雇用標準賃金」を設定することについて、本会の審議を求めるものであります。なお、内容につきましては、広報委員会が開催されておりますので、説明は省略いたし

事務局次長　ます。以上であります。

議　　長　広報委員会の報告をお願いします。

広報委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る1月16日、広報委員会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日は、三上幸雄副委員長、進藤司委員、小林政貴委員、藤田善明委員、それに私、三上が、農業委員の皆さまから提出されました令和2年農作業臨時雇用標準賃金調査の結果を基に、令和元年10月4日に改定されました青森県最低賃金に配慮し、検討いたしました。議案書の81ページの算定資料をご覧ください。「雇用賃金」の各項目の金額ですが、調査結果による実勢額が、水稲防除と農作業一般については2%から3%減少しているものの、その他の項目については、昨年と同額または0.1%から0.5%上昇していることや、青森県最低雇用賃金額が762円から790円に改定されていることから、いずれの項目も、昨年より300円高くなっております。なお、調査結果に基づく各項目の最高値と最低値については、田植えで最高8,000円、最低5,200円となっているほか、各項目については記載のとおりとなっております。次に「オペレーター」の各項目の金額ですが、いずれも昨年と同額となっており、最高値と最低値は記載のとおりとなっております。続きまして、82ページをご覧ください。「請負料金」の各項目の金額についてですが、水田耕起が据え置きとなっており、各項目については記載のとおりとなっております。なお、調査項目にありました、バインダー、糸付きと、ハーベスターについては、検討にあたった委員から「実例が少ないのでは」との声もあったことから、今回は削除しております。
以上のことから「令和2年農作業臨時雇用標準賃金」について、80ページのとおり設定しようとするものであります。以上であります。

議　　長　それでは、議案第9号について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第9号については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第9号は、原案のとおり決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第1号は、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田12件80,169㎡、畑8件149,154.01㎡、合計20件229,323.01㎡であります。なお、届出理由につきましては85ページから87ページまでの届出事由欄に記載のとおりとなっております。以上であります。

議　　長　報告第1号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第2号「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第2号は、「市街化区域内の農地転用届出の受理及び通知について」であります。農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出があり、これを受理し、同法施行令第3条第2項及び第10条第2項の規定に基づき、その旨通知したので、本会に報告するものであります。

今会議に報告されました件数と面積は、4条関係が、田1件23㎡、畑2件844.61㎡、合計3件867.61㎡、5条関係が、田1件24.14㎡、畑2件 1,568㎡、合計3件 1,592.14㎡であります。なお、届出理由につきましては、91ページから92ページの届出理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第2号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第3号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　報告第3号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約の通知書を受理したので、本会に報告するものであります。

今会議に報告されました件数と面積は、田7件44,079㎡、畑3件10,322㎡、合計10件54,401㎡であります。なお、解約理由につきましては、95ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第3号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了14時43分］